

## 住宅及び小屋等解体に係る廃棄物の自己搬入に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜町における住宅及び小屋等の自己解体により発生した廃棄物（以下「解体廃棄物」という。）をクリーンペアはまなす及び横浜町一般廃棄物最終処分場（以下「ゴミ処理施設」という。）へ搬入する際に必要な事項を定めるものとする。

### (許可の基準)

第2条 解体廃棄物の搬入許可は、次の各号に掲げる場合に限り、許可する事ができる。ただし、10 m<sup>2</sup>以上の建物の解体の場合には県民局への除却届書（80 m<sup>2</sup>以上は解体工事の届出書も必要）の写しを提示すること。

(1) 自己または親族の所持する町内の住宅を自己解体し、解体廃棄物を搬入するとき。（行程の一部でも金銭による請負実施があった場合は対象外とする。）

(2) その他町長が特に必要と認めるとき。

### (許可の申請)

第3条 解体廃棄物の搬入許可を受けようとする場合には住宅の自己解体を開始する前に町へ別紙第1号の様式による申請を行わなければならない。

### (許可書)

第4条 町は、自己解体現場の確認等を行い、申請が正当だと認められた場合には申請された第1号様式に証明を行い、搬入の許可を行う。

### (解体の完了)

第5条 申請者は解体が終了した場合には即座に町に報告し、終了の確認を受けなければならない。

### (許可の期間)

第5条 解体廃棄物の搬入許可の期間は次の各号に掲げるもののうちいずれかとする。

(1) 申請の許可から14日間。（14日間で解体が終わらない場合には随時報告の上、更新を行う。）

(2) 自己解体作業の完了報告から1ヶ月間。

(3) その他町長が特に必要だと定める期間。

### (解体廃棄物の搬入)

第6条 ゴミ処理施設へ解体廃棄物を搬入する場合には許可書を提示しなければならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。